

ID: 409

担当部署: 建設水道部 建築課 公営住宅係

処分の概要	市改良住宅の入居		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市営住宅管理条例 第55条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第189号		
【根拠条文】			
(市改良住宅の入居者資格等)			
第55条 市長は、市改良住宅を建設したときは、改良法第18条の規定により市改良住宅に入居させるべき者を入居させるものとする。			
2 前項の市改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった市改良住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者とする。			
(1) その者がア又はイに掲げる要件のいずれかに該当していること。			
ア 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)がある者			
イ 市長が老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として市の規則で定める者			
(2) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。			
ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして市の規則で定める場合 158,000円			
イ アの場合以外の場合 158,000円			
(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。			
(4) 暴力団員でないこと。			
3 改良法第29条において準用する法第44条第3項の規定による市改良住宅の用途の廃止により当該市改良住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市改良住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前項各号の条件を具備するものとみなす。			
4 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては、災害が発生した日から起算して3年を経過するまでの間は、第2項第1号及び第2号に掲げる条件を具備するものとみなす。			
【基準】			
根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日